

日向市災害用ハッシュタグ運用基準

令和元年9月5日
総務部防災推進課定め

(目的)

第1 この基準は、日向市防災公式ツイッター運用要領（平成30年8月10日総務部防災推進課定め）第11の規定に基づき、日向市（以下「市」という。）の災害に係るハッシュタグの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害等 市内の広範囲に被害若しくは影響を及ぼす地震、台風、竜巻、大雨等の自然現象による災害又は人為的な原因による災害
- (2) ハッシュタグ 特定の事項に関するツイートであることを証するため、キーワード冒頭に半角#（ハッシュマーク）を付した文字列

(災害用ハッシュタグ)

第3 大規模災害等における市内の被災状況に関するハッシュタグは、#日向市災害（以下「災害用ハッシュタグ」という。）とする。

(運用方法)

- 第4 管理者は、大規模災害等が発生した場合に、その対応に関する情報を発信するときは、災害用ハッシュタグを付してツイートを行うものとする。
- 2 管理者は、市民に対し、市内の大規模災害等による被災状況について、災害用ハッシュタグを付したツイートによる情報提供の協力を求めるものとする。
 - 3 管理者は、前項によるツイートにより市内の被災状況を効率的に収集するとともに、迅速にその応急対応を図るよう努めるものとする。

(周知)

第5 管理者は、災害用ハッシュタグの運用について、公式ツイッター、市公式ホームページ等により、広く市民に周知を行うものとする。なお、周知に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を併せて周知するものとする。

- (1) 特に必要と判断した場合を除き、災害用ハッシュタグを付したツイートに対し、市はリプライ及びダイレクトメッセージ等による個別の対応を行わないこと。
- (2) 管理者による災害用ハッシュタグを付したツイートの確認は、大規模災害等の警戒又は発生したときに限定されること。
- (3) 前号の確認は、時間及び回数を定めず、適宜行われるものであること。
- (4) 被災状況について災害用ハッシュタグを付してツイートする際は、被災場所が分かるように番地名、ランドマーク、写真、位置情報等の付与に努めること。
- (5) 災害用ハッシュタグを付したツイートにより、誤った情報が広まるおそれがある場合は、市が正確と判断した情報を公式ツイッター等により発信すること。

(6) 緊急を要する被災については、市に直接連絡することが望ましいこと。

(7) ツイッターの利用及び災害用ハッシュタグを付してツイートした内容は、自己責任であること。

(その他)

第8 この基準に定めるもののほか、災害用ハッシュタグの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、令和元年9月5日から施行する。